

仙台市環境影響評価条例に規定する対象事業から除く事業の認定に関する基準

(令和2年12月1日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、仙台市環境影響評価条例(平成10年仙台市条例第44号)第2条第3項に規定する対象事業から除く事業の認定の基準を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 仙台市環境影響評価条例施行規則(平成11年仙台市規則第6号)別表第1の21の項アの第4欄の環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるものとして市長が認めるものは、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、本市が事業者となる場合は、第1号及び第2号に該当する事業とする。

- (1) 仙台市グリーンビルディングの整備を促進するための方針の実施に関する要綱(令和2年12月1日環境局長決裁)第2条第4号に規定するCASBEE-建築(新築)の自主評価がSランクの事業であること
- (2) 別表に掲げる事項に配慮した建築計画の事業であること
- (3) 事業者(仙台市グリーンビルディングの整備を促進するための方針の実施に関する要綱第2条第3号に規定する事業者をいう。)が同要綱第7条第1項に規定する協定の締結をした事業であること

附 則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和5年7月3日から実施する。

別表(第2条関係)

| | |
|------------------|---|
| 1 地球温暖化対策 | 建築物の ZEB 化を目指し、断熱性能の向上や高効率機器の導入、再生可能エネルギーの活用等によりエネルギー効率を高めるなど、温室効果ガス排出削減に最大限取り組むこと |
| 2 緑化の推進 | (1)在来種をはじめとした多様な樹種選定や、周辺の街路樹等との緑のネットワーク形成など、都市の生物多様性の保全に配慮した緑化計画を検討すること (2)気候変動影響への適応として、ヒートアイランド現象の緩和等に資するよう、中・高木を積極的に使用した植栽や、壁面緑化等の建築物の緑化に努めるとともに、供用後においては適切に維持管理を行うこと |
| 3 景観への配慮 | 周辺の街並みとの調和に配慮しながら、杜の都にふさわしい景観の形成に努めること |
| 4 資源循環の推進 | (1)地域の木材を含め、環境負荷の少ない資材を積極的に使用するなど、ライフサイクル全体での環境負荷低減に努めること (2)建築工事や解体工事に伴い発生する廃棄物について、できる限り再資源化に努めること |
| 5 水環境の保全 | 水循環の保全の観点から、敷地内緑化や雨水浸透施設の設置など、適切な雨水流出抑制対策を検討すること |
| 6 風害、日照障害、電波障害対策 | 建築に伴う風害、日照障害、電波障害について予測の上、周辺環境に配慮した事業計画及び環境保全対策を検討すること |
| 7 交通計画 | 周辺の道路交通等へ影響を及ぼさないよう、適切な交通計画を検討すること |